

鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国交付要綱」という。）第2の2に定める施設のうち、別表の第1欄に掲げる法令等の規定に基づき、同表の第2欄に掲げる者（以下「設置者」という。）が設置する、同表第3欄に掲げるものをいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、国交付要綱第2の3に規定するものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、別表の第4欄に掲げる法令の規定がある場合は当該規定、それ以外の場合は予算に基づき、県内の社会福祉施設等の施設整備（以下「補助対象事業」という。）に要する費用の一部を補助することにより、当該社会福祉施設の入所者等の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる設置者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

3 本補助金の額は、次のとおりとし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

なお、国交付要綱別表1-1から1-4まで及び別表4の第3欄の「対象経費」中、「工事請負費」とあるのは「工事請負費（県内事業者が施行を行なったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、「委託費」とあるのは「委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(1) 施設整備のうち国交付要綱第2の6の(1)に掲げる施設整備に係る本補助金の額を算出する場合

国交付要綱第2の6の(1)のアにより算出された額に国交付要綱第2の4の表の⑥の欄の県補助率を乗じて得た額と、国交付要綱第2の6の(1)のイにより算出された額とを比較していずれか少ない方の額以下とする。

(2) 前号以外の場合

国交付要綱第2の6の(3)のイに定める「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」に、国交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める「県補助率」を乗じて得た額以下とする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施

に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の条件)

第5条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、規則で定めるもののほか、本補助金の交付に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第6号により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日まで）知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(3) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(4) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(5) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6) 本補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

2 補助対象事業者は、前項第2号の報告の結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数、又はその対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した旨の通知を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金等の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(状況報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）

の11月30日の時点で完了し、又は中止され若しくは廃止されていないときは、当該年度の12月31日の時点における当該対象事業の実施状況について、様式第4号による報告書を交付決定年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 対象事業に要する経費の増額又は20パーセントを超える減額を伴う変更
- (2) 建物の規模又は構造の変更のうち、施設の機能を著しく変更するもの
- (3) 建物等の用途の変更
- (4) 入所定員又は利用定員の変更
- (5) 経費の配分の変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について中国四国厚生局長の承認を申請してから当該承認」と、「対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した」とあるのは「変更等の承認の申請を進達してから当該承認をした」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第55号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 規則第25条第2項の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国厚生局長の承認を申請してから当該承認」と、「対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した」とあるのは「処分の承認の申請を進達してから当該承認をした」と読み替えるものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(提出書類の部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副3部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健

部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年12月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、平成16年度以前に交付された鳥取県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成20年12月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年3月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年8月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年8月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年8月3日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年8月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月18日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。